

第 44 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

令和 4 年（2022 年） 2 月 18 日（金）
午後 6 時 00 分～ web 会議

次 第

議 題

1 「まん延防止等重点措置」の継続に伴う長野県の実施方針について

2 その他

「まん延防止等重点措置」の継続に伴う長野県の取組方針（改定案） ～対策を重点化し、県民の総力を結集して取り組む～

令和4年1月26日

（令和4年2月●日改定）

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

I 趣旨

医療のひっ迫と社会機能の停滞を防ぐため、令和4年1月27日から2月20日までを期限とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置」を講じてきたところです。

この間の県民の皆様のご協力により、新規陽性者数の増加スピードを抑制し、目標とした確保病床使用率50%未満を維持することができました。心から感謝申し上げます。

しかしながら、直近1週間（2月11日～17日）の新規陽性者数は3,316人と、第5波のピークである888人の約4倍となっており、依然として高止まりとなっています。2月17日現在、確保病床使用率は36.6%、療養者数は5,907人、濃厚接触者数も1万人を超えるなど、医療への負荷が高い状況が継続しているほか、多くの方の行動が制約されている状況です。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症の波を見ると、人の移動が増加する時期に感染が拡大していることから、今後、年度末・年度始めや、大型イベントを安心して迎えるためには、今この段階で感染を収束させることが重要です。

一方で、これまでの対策の効果もあり、爆発的な感染拡大には歯止めをかけることができていることから、今後、長期にわたって強い対策を継続することは適切でなく、短期で集中的な措置が必要であると考えます。このため、全圏域における「まん延防止等重点措置」を令和4年2月21日から3月6日まで2週間延長します。

オミクロン株による第6波を収束に向かわせるため、県民の皆様には引き続きのご理解・ご協力をお願いします。

II 対策の基本理念

（以下波線は主な改定箇所）

デルタ株など従来の変異株と異なるオミクロン株の特徴^{*}を踏まえ、次の2点を基本理念とし、対策を講じます。

- 県民の総力で対応
- 医療機能の確保と社会を支える基礎的活動の維持の両面を重視

^{*} 感染拡大の速度が非常に速く二次感染リスクも高いが、重症化しにくい可能性が示唆されている。一方で追加接種によるオミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復することも報告されている。（詳細は末尾（P12）参照）

「まん延防止等重点措置」の解除に向けては、新規陽性者数の動向にも留意し、確保病床使用率35%を安定的に下回ることを目安とします。

また、依然として医療警報は発出中であるため、確保病床使用率を25%以下まで引き

下げることを目指します。

Ⅲ 対策の実施方針

国の基本的対処方針に定められた措置を基本としつつ、陽性者及び濃厚接触者が極めて多数に及ぶ一方、重症化率が比較的低いオミクロン株の特徴を踏まえた対策を実施します。なお、主として、学校・保育所等や高齢者施設等において集団的な感染が発生している現状を十分踏まえることとします。

Ⅳ 主な対策

(法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条第3項等に基づき実施するものです。）

1 県民への要請

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所への外出・移動の自粛を要請（法第24条第9項）
 - ・ 人との距離（マスク有でも最低1m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けるよう呼びかけ
 - ・ 高齢者、基礎疾患（呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満（BMI：30以上）、高血圧、喫煙など）があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意するよう呼びかけ
 - ・ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えるよう呼びかけ
- ② 改めて原点に立ち返り、基本的な感染防止対策を徹底するよう要請
 - ・ 人との距離の確保（マスク有でも最低1m）、マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、「密集、密接、密閉」の回避（ゼロ密）、屋内・車内の十分な換気を徹底するよう呼びかけ
 - ・ 人と会う機会をできるだけ減らすよう呼びかけ。特に高齢者、基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすよう呼びかけ
 - ・ ご自宅等も含め、普段会わない方との会食は控えるよう呼びかけ
 - ・ 店舗や施設等が行っている感染防止対策に協力するよう呼びかけ
 - ・ 少しでも体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談するよう呼びかけ
- ③ 家庭内においても感染防止対策を講じるよう要請
 - ・ 感染していても無症状の場合もあるため、日頃から家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うよう呼びかけ
 - ・ ご家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良者や濃厚接触者がいる場合は、できるだけ外出を控えるとともに、家庭内でも距離の確保、マスク着用等を徹底するよう呼びかけ

④ 不要不急の県外との往来は控えるよう要請（法第 24 条第 9 項）

- ・ 不要不急の県外との往来は控えるよう呼びかけ
- ・ 訪問する場合は、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動を控えるなど慎重に行動するよう呼びかけ
- ・ 出張等での来訪者、旅行者の方は「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るよう呼びかけ

⑤ 子どもや保護者に感染防止対策への協力を依頼

- ・ 県内では、オミクロン株への感染による子どもの重症例は報告されていないが、感染速度が速く、二次感染リスクが高いオミクロン株から子どもたちを守ることはもちろん、社会機能維持の観点や重症化リスクが高い高齢者等を守る観点からご家族等への感染を防ぐため、子どもや保護者に対し、学校や保育所等が取り組む感染防止対策への協力を呼びかけ
- ・ なお、対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を周知

2 施設等における対策

① 学校

- ・ 現在、学校での感染が継続的に発生していることやオミクロン株の特性（強い感染力・伝播力）を踏まえ、予防的な対策の徹底や陽性者発生時の速やかな対応を図る必要があることから、「『まん延防止等重点措置』期間延長に伴うさらなる感染防止対策の手引き」を作成し、県立学校で徹底するとともに、市町村立学校及び私立学校に対し、地域の感染状況、児童生徒の年齢や学校の状況等に応じた適切な対応を依頼
なお、手引きの内容については、県立学校、市町村教育委員会、私立学校にオンライン等を活用した説明会などで周知
- ・ 小学校の新規陽性者数が高い水準で推移。このため、小中学校での分散登校の推進、学級を超えた集団感染の防止、学びの保障と居場所の確保について留意
- ・ 特別支援学校においては、児童生徒一人ひとりの状況に配慮するとともに、学校での受入れも実施

【手引きの主な内容】

（1）予防的対策の徹底

（分散登校の推進）

- ・ これまでのまん延防止等重点措置適用期間中には、分散登校を行っている小中学校での集団感染が抑えられていたため、できる限り分散登校を実施

（学級を超えた集団感染の防止）

- ・ 学級以外の児童生徒との接触を極力控えることを徹底

(学校外からの感染の持ち込み防止)

- ・ 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校しない、させないことを徹底

(陽性者の早期発見)

- ・ 休日を含めた受診・検査が早期に実施できるよう医療機関の情報等を確認し提供

(2) 陽性者発生時の基本的な対応

(濃厚接触者の早期特定)

- ・ 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、感染防止のために陽性者と接触した可能性のある児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には登校させないことを徹底

(学校内での感染拡大防止)

- ・ 陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖し、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- ・ 陽性者が発生していない学級においても、20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

(3) 学びの保障と居場所の確保

- ・ 登校に不安のある児童生徒を欠席扱いしないことを徹底。その場合、自宅学習、オンライン学習等による丁寧なサポートを実施
- ・ 臨時休業時においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業等により学びを保障するとともに、小学校低学年の児童などを考慮し、居場所の確保を検討

② 保育所等

- ・ 保育所等については、引き続き感染対策を徹底しながら原則開所することに加え、以下について市町村等に依頼
 - ア 感染リスクが高い活動を避け、感染を広げない形で保育を行うこと
 - イ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛すること
 - ウ 無理なくマスクの着用が可能な児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を奨めること。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと
 - エ 家庭で保育ができる保護者に対してできる限り登園を控えていただくよう呼びかけることの検討
 - オ 感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけることの検討
- ・ 感染拡大防止のため「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」を作成、市町村等に周知し、登園自粛、クラス閉鎖等の範囲等について、保護者の状況や地域の感染状況等を踏まえ、より一層安全面を重視して判断するよう依頼
- ・ 保育所等が、必要に応じて従事者の検査を円滑に実施できるよう、検査機関の情報を提供

- ・ 最近の感染傾向、感染対策の再徹底、新たな感染対策強化について市町村とオンライン会議を通じて共有

③ 高齢者施設等

- ・ 高齢者施設等の入所者への接種は、県保有ワクチンの市町村への融通に加え、巡回接種を行うなど、2月中の完了に向けて特に速やかに実施
- ・ 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等の従業者を対象に PCR 検査等を実施するとともに、当該施設での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助
- ・ 医療機関や薬局と連携の上、陽性者が確認された高齢者施設等において、経口薬を速やかに投与できる体制を構築
- ・ 福祉施設等からの感染対策に係る相談等について、県看護協会と連携し、相談・訪問指導を実施
- ・ 自宅に帰宅できない医療従事者や高齢者施設等従業者のために宿泊施設を確保する取組を支援
- ・ 高齢者施設等の従業者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障をきたす場合の人材確保等に係る経費を補助
- ・ 最近の感染傾向、感染対策の再徹底について、オンライン会議等を通じて高齢者施設関係団体等と情報を共有

④ 事業所

- ・ 職場における在宅勤務や時差出勤、リモート会議等の推奨と気の緩みやすい休憩時間等の注意を呼びかけ
- ・ 特に、別添（「事業の継続が求められる事業者」）の生活・経済の安定確保に不可欠な事業者及びこれらの業務を支援する事業者に対しては、十分な感染防止策を講じるよう協力要請を行うとともに、陽性者が発生した場合でも必要な業務が継続できるよう働きかけ。なお、これらの事業の従事者については、検査により濃厚接触者の待機期間を短縮することを可能に

⑤ 大規模商業施設等

- ・ 大規模な集客施設に対し、まん延防止のために必要な措置を講じるよう要請（法第 31 条の 6 第 1 項）

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。 ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場をする者の整理及び誘導 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置
集会場等	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	大規模小売店舗、百貨店、ショッピングセンター 等	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園	

	地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・換気の実施 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の措置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター等	
博物館等	博物館、美術館、記念館、水族館、動物園、図書館 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション施設、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	

⑥ 飲食店

「まん延防止等重点措置」の適用以降、飲食店での飲食を起因とする集団的な感染が確認されていないことは、関係者の皆様の感染防止の取組のおかげであると認識
 しかしながら、マスクを外す機会のある飲食の場面は感染リスクが高くなるおそれがあるため、引き続き、次の点について協力を要請

【事業者への要請】

- ・ 飲食店等（酒類の提供の有無にかかわらず、次表に該当する施設。ただし、宅配・テイクアウトサービスを除く。）に対し、営業時間の短縮の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請（「信州の安心なお店」については、酒類の提供を行うことも選択可）（法第 31 条の 6 第 1 項）

<対象施設>

施設の種類 (施行令第 11 条)	内容
集会場（第 5 号）等	食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている施設
遊興施設（第 11 号）	
飲食店（第 14 号）	

<要請内容>

区分	営業時間の短縮		酒類の提供	協力金
「信州の安心なお店」の 認証を受けている店舗	いずれか 選択	5時から 21時まで	21時まで可	2.5～7.5万円/日
		5時から 20時まで	不可 (持込含む)	3～10万円/日
「信州の安心なお店」の 認証を受けていない店舗	5時から 20時まで		不可 (持込含む)	3～10万円/日

- ・ 上記対象施設においては、同一グループ同一テーブル 4 人以内（ワクチン・検査パッケージによる人数制限の緩和は適用しない）とするよう要請（法第 24 条第 9 項）

【県民への要請】

- ・ 会食は、同一グループ同一テーブル4人以内（ワクチン・検査パッケージによる人数制限の緩和は適用しない）とし、2時間以内とするよう呼びかけ。「信州の安心なお店」の利用を推奨
- ・ できるだけ少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底するよう呼びかけ
- ・ 20時以降（「信州の安心なお店」は原則として21時以降）は、飲食店の利用を控えるよう呼びかけ（法第31条の6第2項）

3 オミクロン株の特徴に対応した医療・検査体制の充実

① 県内の医療機関の協力による初期評価の実施

- ・ 診療・検査医療機関において重症化リスクの初期評価を行い、保健所による迅速な療養先の振分けを実施

② 県内の医療機関の協力による自宅療養を支える電話診療等の実施

- ・ 県からの依頼に応じた医療機関が保健所と連携して、症状が増悪した自宅療養者に対する電話診療等を実施
- ・ 電話診療等を実施する医療機関に対して協力金を交付

③ 自宅療養者の増加に対応するための体制強化と機器類整備

- ・ 健康観察センターの人員体制等を強化し、自宅療養者への支援を実施
- ・ 自宅療養者の増加に合わせ、パルスオキシメーターの確保など必要な機器類を整備

④ 宿泊療養施設の増設

- ・ 7か所目の宿泊療養施設を1月下旬に東信地域に開設し、これまで6施設806室で受け入れる体制であったものを7施設932室に拡充

⑤ 治療に必要な医薬品等の確保

- ・ 44か所（1/20現在）の医療機関等を経口抗ウイルス薬の在庫配置医療機関に指定し、速やかな治療を実施

⑥ 検査実施事業者（薬局等）の拡大

- ・ 無料検査を実施する事業者（236か所（2/15現在））を拡大し、不安を抱える県民がより身近な場所で検査を受検できる環境を整備

⑦ 相談窓口における丁寧な相談・支援の実施

- ・ 自宅療養者については、健康観察センターで相談・支援を行うとともに、必要に応じて市町村においても支援を実施
- ・ 感染不安や予防・治療など一般的な相談については受診・相談センターで丁寧な相談を実施

- ⑧ 感染拡大防止のための積極的疫学調査を重点化
 - ・ 行動歴調査を効率化し、感染拡大防止に資する調査に注力
 - ・ 重症化リスクの高い方や高齢者施設等に対する濃厚接触者調査や PCR 検査等を優先的に実施するとともに、濃厚接触者へ体調管理に留意した自宅待機を依頼
- ⑨ 抗原簡易キットの確保
 - ・ 職場・学校・保育所や家庭等での陽性者の早期発見に抗原簡易キットが必要になるため、抗原簡易キットの増産に係る事業者支援を行うよう国に働きかけるとともに、卸売業者に行政検査を行う医療機関等への優先供給を依頼

4 ワクチン追加接種等の推進

- ① 2月を「ワクチン接種推進月間」に位置付け、市町村と協力して高齢者やエッセンシャルワーカーを中心に2回目接種から6か月経過した希望者に対する接種を加速化
- ② 特に、高齢者については、2月末までの接種対象者約60万人に対し、十分なワクチンを確保しており、市町村とともに1日1万5千回のペースで接種を促進
また、高齢者施設入所者等への接種は、県保有ワクチンの市町村への融通に加え、巡回接種を行うなど、2月中の完了に向けて特に速やかに実施
- ③ 県接種会場を県下10広域に13会場設置し、2、3月に各月接種枠4万人体制で接種を推進。また、保育所、幼稚園などの社会福祉施設従業者等を「接種券なし接種」の対象に加え、接種を加速化
- ④ 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等の協力により、希望する市町村へ「長野県ワクチン接種支援チーム」を派遣するなど、接種加速化に向けた必要な支援を実施
- ⑤ 追加接種の加速化に向けて、対象者に対する訴求力のある広報を展開
- ⑥ 小児接種（5～11歳）は3月から開始し、重症化リスクの高い基礎疾患のある児等には速やかな接種機会を提供するとともに、接種を勧める。
それ以外の小児についても、希望者ができるだけ早期に接種を受けられる体制を整備

5 社会機能を維持するための対応

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等に対して、感染者が発生した場合でも必要な業務が継続できるよう依頼
 - ・ 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制の整備を要請
- ② 保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するよう要請

- ③ ①及び②の対象事業に従事する濃厚接触者については、検査により待機期間を短縮することを可能に
- ・ 学校においても、教職員が濃厚接触者となった場合、簡易検査キットを活用し、待機期間の短縮を促進
- ④ 業務継続に必要な医療従事者・高齢者施設等従業者の宿泊費の補助及び高齢者施設等の従事者を対象とする検査の実施
- ・ 自宅に帰宅できない医療従事者や高齢者施設等従業者のために宿泊施設を確保する取組を支援
 - ・ 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等の従業者を対象に PCR 検査等を実施するとともに、当該施設での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助
- ⑤ 福祉施設間での職員等の応援体制の強化
- ・ 高齢者施設等の従業者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障をきたす場合の人材確保等に係る経費を補助
- ⑥ 福祉施設等からの感染対策に係る相談等の実施
- ・ 福祉施設等からの感染対策に係る相談等について、県看護協会と連携し、相談・訪問指導を実施

6 経済活動を維持するための対応と事業者・生活者支援

- ① 「信州の安心なお店」の利用を積極的に推奨
- ・ 飲食店、宿泊施設、結婚式場、カラオケボックス等*は、感染対策がしつかり講じられている「信州の安心なお店」の利用を推奨
- ※ このほか、クリーニング店、理美容店、公衆浴場、文化芸術施設、スポーツ施設、遊戯場、パチンコホール、療術施設が「信州の安心なお店」の対象となっています。
- ② 信州割及びアクティビティ割は、対象を拡大して継続
- ・ 「信州割 SPECIAL」は割引対象期間を延長するとともに、対象者を県内在住の同居家族に加え、ワクチン3回目接種済の者の少人数旅行も対象に追加。また、利用泊数を1旅行あたり5泊に拡大して継続
 - ・ 「この冬どこいく？ウェルカム信州アクティビティ割」は、できるだけ少人数での利用の協力をお願いし、県民限定で割引対象日を全日（平日・土・日・祝日）に拡大して継続。3月16日以降利用できるスキーリフト1日券は3月初旬から販売
- ③ 信州プレミアム食事券の販売
- ・ 売上げが減少する飲食店を支援するため、「信州プレミアム食事券（第2期）」を販売
- ④ 酒販店等における地酒クーポン券の発行
- ・ 酒類提供の停止等にもない影響を受ける県内酒造メーカーを支援するため、小売酒販店等における地酒クーポン券を発行

⑤ 時短要請等に応じた飲食店への協力金の支給

- ・ 営業時間の短縮等の要請に応じた飲食店等に対し、売上げ規模に応じて協力金を支給

【「信州の安心なお店」認証店】

以下のいずれかを要請延長開始日に選択（要請期間中の変更不可）

- ◇ 営業時間を 20 時までに短縮、酒類提供不可： 3～10 万円／日 ①
- ◇ 営業時間を 21 時までに短縮、酒類提供可： 2.5～7.5 万円／日 ②

【「信州の安心なお店」の認証を取得していない店】

- ◇ 営業時間を 20 時までに短縮、酒類提供不可： 3～10 万円／日

なお、要請期間中に新たに認証された事業者は、

（認証日まで）…営業時間を 20 時までに短縮、酒類提供不可：3～10 万円／日

（認証取得後）…上記①、②のいずれかを選択

※中小企業の場合の金額

- ・ 協力金を迅速に支給するため、提出書類の簡素化や電子申請を実施。2月20日までの要請分は、2月21日から受付を開始し、早期に支給

⑥ 市町村を通じた広範できめ細かな事業者支援のための交付金の交付

- ・ 市町村が、地域の実情に応じて、第6波で影響を受けている事業者を給付金等によりきめ細かく支援するための交付金を交付

加えて、まん延防止等重点措置の適用の延長により影響を受ける協力金の支給対象とならない事業者（飲食店の取引事業者・観光事業者など）への支援のために、追加交付を実施

⑦ 資金繰り支援等の実施

- ・ 事業者の資金繰り支援として、「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」（いわゆるゼロゼロ融資）の条件変更時の利子補給継続要件を3月より緩和
- ・ 協力金等の支給までの間のつなぎ融資等について、金融機関に対し迅速かつ積極的な対応を要請

⑧ 経営相談等の実施

- ・ 事業者が必要な支援を受けられるよう、地域振興局に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」において、様々な経営相談や国の事業復活支援金等の支援策の紹介等を実施

⑨ 学校の臨時休業の影響を受ける従業者等の支援

- ・ 小学校の臨時休業等により、保護者が仕事を休まざるを得ない場合に利用できる国の「小学校休業等対応助成金・支援金」を周知

⑩ 緊急的な食料支援の実施等

- ・ フードバンク実施団体と連携し、「緊急フードドライブ統一キャンペーン」を実施

施し、県民や企業に広く食料の寄贈を呼びかけ、食料配布事業を実施する民間の団体や信州こどもカフェ等に提供

- ・ 生活に困窮される方に対して、生活就労支援センター「まいさぼ」を通じた食料支援が遅滞なく行われるよう、必要な食料品を緊急に確保
あわせて、生活費・食料、住まいや仕事など生活全般の相談に、きめ細かく対応

⑪ 事業復活支援金や雇用調整助成金、子育て世帯への給付など、様々な施策を積極的に広報

7 その他

① 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請

② イベントの規模要件を厳格化し、イベント主催者等に対し、次の基準に基づいて開催するよう要請（法第 24 条第 9 項）

区 分	「感染防止安全計画」※ ¹ を策定し、 県による確認を受けたイベント	感染防止安全計画を 策定しないイベント
上限人数※ ²	20,000 人 (対象者全員検査により、収容定員まで可)	5,000 人
収容率※ ²	100%	大声※ ³ なし：100% 大声あり：50%

- ※¹ 参加人数が 5,000 人超のイベント（「大声なし」の担保を前提）において策定が必要
 ※² 「上限人数」と『収容定員』に収容率を乗じて得た数のいずれか小さい方の人数で実施
 ※³ 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理

- ・ 2月21日(月)までを上記基準の周知期間とし、同日までに販売を開始し、販売されたチケットに限っては、上記基準は適用せず、キャンセル不要となることを周知
- ・ 2月22日(火)以降は上記基準を超えるイベントのチケットの新規販売は行わないよう要請
- ・ 三密の状態の発生等リスクの高い環境が生じないよう対策の徹底を要請
- ・ 感染防止安全計画を策定しない 5,000 人以下のイベントを含め、感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討
- ・ ただし、屋外のイベント等が過度な自粛とならないよう周知

③ 学校や職場での健康観察アプリの活用推奨

- ・ 健康観察アプリや健康チェックカードの活用により、毎日の体温や体調などの変化が見える化し、職場や学校における確認に活用することを推奨

④ 県における率先実行

- ・ 県機関においては、在宅勤務や勤務時間の割振り変更等により、執務室内での従事職員数を 7 割削減（基幹的継続業務を除く）するほか、各種会議のオンライン化

等により感染リスクを軽減させる取組を推進

⑤ **ともに危機を乗り越えるための県民共同宣言の発出。関係団体との連携強化**

- ・ 宣言発出者と連携し、デルタ株による第5波の際に構築したネットワークを活用して、オミクロン株の特徴を踏まえた対策の実践を広く呼びかけ、一人ひとりの感染対策の強化を促進

⑥ **県民に正確な情報や県としての方針を的確に伝えるための情報発信・広報の強化**

- ・ まん延防止等重点措置に伴う県民等への要請に加え、軽い風邪のような症状でも感染している可能性があることなど、10代から20代の若者や10歳未満の子どもの保護者向けも含めた正確な情報・的確なメッセージを県内メディアやTwitter、LINEなどで発信
- ・ 市町村と連携し、広報誌や広報車、防災無線などあらゆる媒体を活用し、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないように、感染リスクを最小化するための最善の行動をとるよう呼びかけ

(参考) オミクロン株の特徴に関する知見

【感染性・伝播性】 デルタ株に比べ、世代時間^{※1}が約2日（デルタ株は約5日）に短縮、倍加時間^{※2}と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【重症度】 オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されている。

【ワクチン効果】 初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、重症化予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によるオミクロン株感染の感染予防効果や入院予防効果が改善することも報告されている。

(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード資料より抜粋)

※1 ある患者が感染してから二次感染を起こすまでの時間

※2 累積感染者数が倍増するまでに要する時間

(別添) 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 県民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす県民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、県民生活・県民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定を引用。ただし、同方針中「国民」を「県民」に置き換えている。）

「まん延防止等重点措置」の継続（3月6日まで）に伴う県民お一人おひとりの皆様へのお願い

確保病床使用率50%未満を維持することでできたのは、県民の皆様のご協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。

しかし、新規陽性者数は依然として高止まりの状況です。社会機能を維持し、重症化リスクが高い方を守るため、また、各種行事が控える年度末・年度始めを安心して迎えるためにも、今この段階で感染を収束させることが重要です。

県民の皆様には、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

○ 家庭内での感染防止対策を徹底してください

- ・感染していても無症状の場合もあるため、日頃から室内を定期的に換気するとともに、こまめに手を洗う
- ・ご家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良の方や濃厚接触者がいる場合は、家庭内でもマスクの着用など必要な対策を講じる

○ 基本的な感染防止対策を徹底してください

- ・人との距離の確保、マスクの正しい着用、十分な換気 など
- ・人と会う機会をできるだけ減らす。特に、高齢者、基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす
- ・普段会わない方との会食を控える

○ 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所への外出・移動を自粛してください

○ 店舗や施設等が行っている感染防止対策にご協力ください

○ 学校や保育所等での集団的感染が増加しています。子どもや保護者の皆様は、感染防止対策にご協力ください

○ 接種券が届いたら、できるだけ速やかにワクチンの追加接種を検討してください

差別や誹謗中傷ではなく、「思いやり」と「支え合い」の心で、「ご自身と大切なご家族の命」を守り、「多くの方の命と暮らし」を救うための行動にご協力をお願いいたします。

「まん延防止等重点措置」の継続（3月6日まで） に伴う事業者等の皆様へのお願い

確保病床利用率50%未満を維持することができたのは、県民の皆様のご協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。

しかし、新規陽性者数は依然として高止まりの状況です。社会機能を維持し、重症化リスクが高い方を守るため、また、各種行事が控える年度末・年度始めを安心して迎えるためにも、今この段階で感染を収束させることが重要です。

事業者等の皆様には、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

- **県からの要請に応じ、必要な対策を講じてください**
- **保育所、高齢者施設等では、感染防止対策を徹底し、業務を継続してください**

- ・保育所や放課後児童クラブ等においては、大人数での行事の自粛や可能な範囲での児童へのマスク着用の奨励
- ・高齢者施設等においては、県が実施するPCR検査等への協力

- **職場、学校においては、感染リスクを下げるための取組にご協力ください**

- ・健康観察アプリの活用 ・保健所の調査への協力
- ・在宅勤務、分散登校の実施とオンライン授業の活用
- ・気の緩みやすい休憩時間等の注意呼びかけ

- **生活・経済の安定確保に不可欠な事業者の皆様は、必要な業務を継続してください**

- ・事業継続計画（BCP）を点検・策定し、実行できる体制の整備
- ・検査の実施による待機期間の短縮

- **休暇の取得等、ワクチンの接種を受けやすい環境づくりをお願いします**

「まん延防止等重点措置」期間延長に伴う さらなる感染防止対策の手引き

はじめに

1 現状と課題	2
2 予防的対策の徹底	3
(1)基本的な感染対策	
(2)まん延防止等重点措置延長期間中に特にお願いしたいこと	
(3)感染リスクが高まる場合とは	
(4)分散登校の実施とオンライン授業の活用	
(5)迅速な受診・検査	
3 陽性者発生時の対応	8
(1)濃厚接触者特定までの対応	
(2)濃厚接触者特定後の対応	
4 学びの保障と居場所の確保	9
(1)各教科等の指導における感染症対策	
(2)学級等が閉鎖された場合の対応	
(3)登校に不安を感じる児童・生徒への対応	
(4)居場所の確保	
5 教職員のワクチン追加接種	11

～はじめに～

新型コロナウイルス・オミクロン株が日本全国で猛威を振るっています。

本県でも、新規陽性者が過去に経験のない規模で増加しており、令和4年1月27日から2月20日までを期限とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「まん延防止等重点措置」が講じられてきました。

本県では、これまでの対策の効果もあり、爆発的な感染拡大には歯止めをかけることができていることから、今後、長期にわたって強い対策を継続することは適切でなく、短期で集中的な措置が必要です。このため、全圏域における「まん延防止等重点措置」が令和4年2月21日から3月●日まで2週間延長されます。

学校では、小学校の新規陽性者数が高い水準で推移しており、さらなる対策強化、特に、感染力の強いオミクロン株の特徴に応じた、迅速で幅広い対策が求められています。

この度、「まん延防止等重点措置」延長に伴い、さらなる感染対策の強化をお願いするため、本手引きを作成しました。この手引きの内容については、県立学校、市町村教育委員会、私立学校にオンライン等を活用した説明会などで周知を図ります。

今がまさに、感染急拡大に歯止めをかけ、社会機能を維持するため、重症化リスクが高い方を守るため極めて重要な局面です。

皆様のご協力を切にお願いいたします。

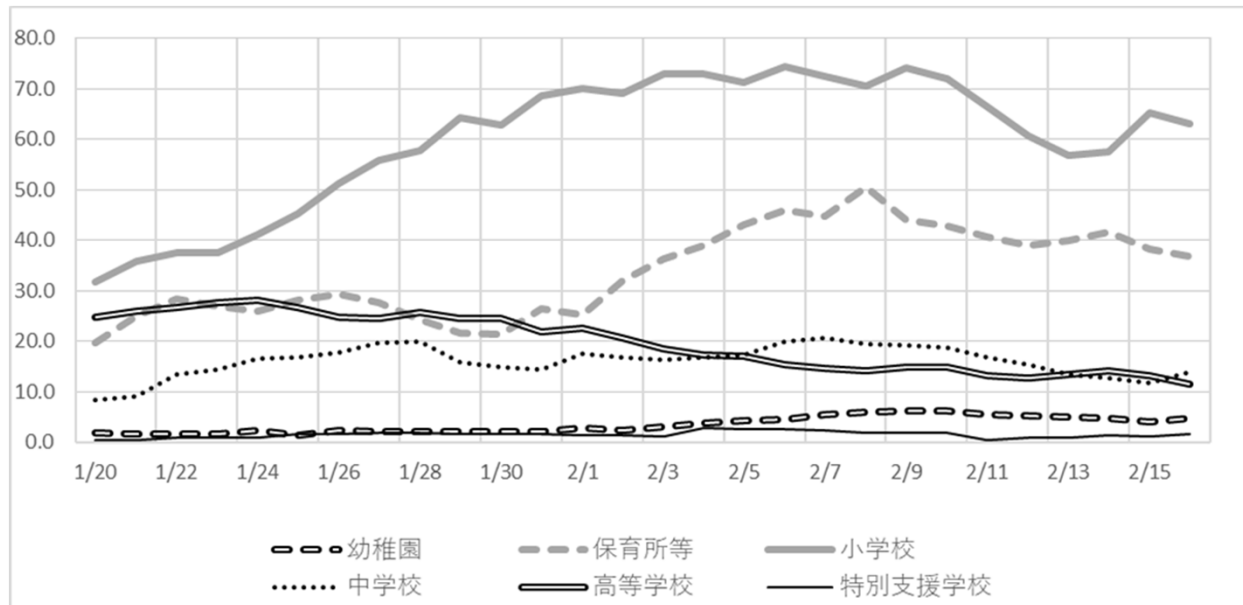
オミクロン株の特徴（令和4年2月開催の文部科学省研修資料より）

- ・感染すると**90%**の人が発症（**10%**の人は無症状）
- ・潜伏期間が短い（暴露した日から発症するまで**3日**の人が多く、**5日**までに**95%**の人が発症）
- ・デルタ株に比べて**3～4倍**の伝播性（広がりやすさ）がある

1 現状と課題

- 中学校、高校の感染は落ち着いているが、小学校は高止まりしており、対策強化が必要
- 感染力の強いオミクロン株の特徴に応じた、迅速で幅広い対策が必要

【新規陽性者数(R4.2.16時点 1週間の移動平均)】



【学校で感染が拡大した事例】

☆症状が軽いため登校していた ⇒ 学校内で感染

☆休み時間に友達と近寄り密の状態・マスク着用が不適切 ⇒ 複数の感染

☆休み時間に隣のクラスの児童・生徒と行き来 ⇒ クラスを超えた広い感染

☆教室内での歯磨きにより、机上にウイルスが飛散 ⇒ クラス内で感染

(1) 基本的な感染対策

学校における教育活動については、「県立学校運営ガイドライン」等により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしてきました。

基本的な感染対策は引き続き徹底していただきますようお願いします。

毎日の健康観察の徹底

- ・健康観察アプリや健康チェックカード等を活用
- ・児童生徒・教職員やその家族が体調に異変を感じたらその間登校・出勤しないことを徹底（休日の体調不良も）

授業

- ・対面授業とオンライン授業や、自宅での課題学習を併用
- ・感染リスクが高い学習活動は行わない



こまめな換気の徹底

少なくとも30分に1回。常時換気していても、休み時間には窓を全開にするなど換気の徹底を

学校行事

原則実施しない

なお、卒業式・入学式については会場の密を避けるため、参加者の間隔が1 m以上とれるよう十分配慮

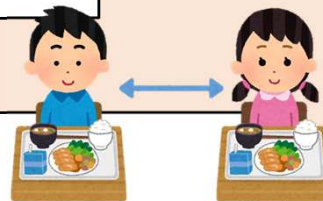


身体的距離の確保

座席の配置は、できるだけ2 m（最低1 m）を確保、対面は避ける

昼食時の感染対策

- ・食事前、食事後の手洗い及び机上（配膳台を含む）の消毒を徹底
- ・対面での飲食は避け、食事時の会話は控える



クラブ・部活動

原則実施しない

ただし、部活動で公式大会に出場する予定者は、傷害・事故防止、技能維持の観点から最小限の活動は認める
出場する公式大会の前後においてPCR検査を行う



2 予防的対策の徹底

(2)まん延防止等重点措置延長期間中に特にお願いしたいこと



他の学級との交流や接触機会は、できる限り減らしてください！

隣の学級や、同じフロアの学級などに感染が広まっているケースがあります。



**児童生徒や家族に一人でも症状がある場合は登校させないでください！
(他校であれば兄弟関係がある学校への連絡をお願いします)**

最近の事例では、家族内では子どもが最初に発症し、家族のほとんどが感染しています。



分散登校を進めるとともに、対面授業とオンライン授業の併用などの実施をお願いします！

分散登校を行っていた学校では、児童生徒同士の接触機会の低減が図られ、集団的な感染が抑えられていました。



迅速な受診・検査をお願いします！

オミクロン株は感染力や伝播力が強いので、迅速な受診・検査によりさらなる感染拡大の防止につながります。

(3)感染リスクが高まる場合とは（最近の感染事例から）

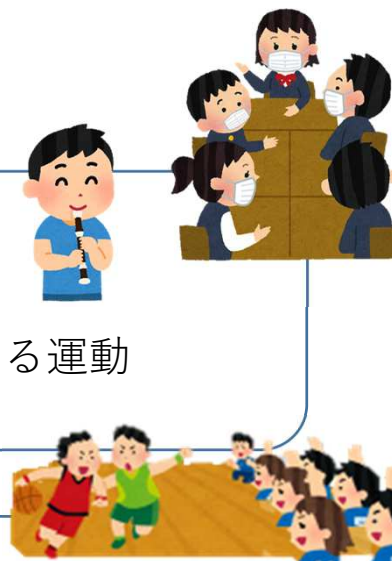
登校

家族が体調に異変を感じているのにも関わらず、
登校してしまった



授業

- ・長時間、近距離の対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における合唱やリコーダー等の管楽器演奏
- ・体育における児童・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・休み時間に密な状態で他クラスの友達と遊んでいた



運動

- ・部室や更衣室等の狭い空間に大人数で長時間滞在してしまった
- ・体育や部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）の消毒が不十分だった
- ・マスクを外して行う活動時に、こまめな手洗い・手指消毒が不十分だった
- ・運動の合間の休憩時などにマスク着用が徹底されていなかった



飲食

- ・教室での飲食時の前後に机上の消毒が行われていなかった
- ・換気が不十分な室内で飲食をした
- ・対面での飲食や食事中的会話があった
- ・食事前後の会話の際のマスク着用が不徹底だった
- ・教室内での歯磨きにより、机上に飛散したウイルスから感染が広まった
- ・給食をおかわりする際、手の消毒をせず、おたまやしゃもじを使いまわした



2 予防的対策の徹底

(4)分散登校の実施とオンライン授業の活用(県内の好事例)

全県的に感染拡大が見られた中、分散登校を行っていた学校では、児童生徒同士の接触機会の低減が図られ、集団的な感染が抑えられていました。

学校内での感染拡大防止には分散登校が効果的だと考えられますので、分散登校とオンライン授業の事例をご紹介します。

自宅にいてもリアルタイムで授業に参加できるハイブリットな授業の工夫（A市）

〔一方向型〕

登校した児童生徒は、通常の対面授業を実施。自宅にいる児童生徒は、リアルタイムで実施されている対面事業をオンラインで視聴。

〔双方向型〕

登校している児童生徒と自宅にいる児童をオンラインでつなぎ、様々なアプリを活用し、話合いや情報交換等を行う。

低学年の発達段階を踏まえたオンライン学習（B市）

- ・低学年は、キーボードが打てないことで活動の幅が狭くなったり、見ているだけのオンライン授業だとすぐ飽きてしまうため、双方向型のオンライン授業を実施。
- ・キーボード入力を必要とする際には、入力に不慣れな児童に配慮し、ノートに書いたものをカメラで写し、それを送信・共有するように工夫。

2 予防的対策の徹底

(5) 迅速な受診・検査

児童生徒等に、発熱、咳等の症状があった場合、速やかに医療機関を受診・検査することが大切です。陽性が判明しても、速やかな学級閉鎖や濃厚接触者の特定等が可能となり、学校内での感染拡大防止につながります。児童生徒等に発熱、咳等の症状があった場合、以下の対応をお願いします。

① 登校後に症状が出た場合

(全員共通)

速やかに早退し、医療機関を受診

(小学校4年生以上、教職員)

- ・学校で保有している抗原簡易キットによる検査（養護教諭等が対応）
- ・結果が陽性だった場合は、学校が診療・検査医療機関を紹介し受診
- ・陰性だった場合はかかりつけ医を受診

② 休日や夜間に症状が出た場合

(検査キットが自宅にある場合は、自宅で検査)

- ・陽性だった場合は休日外来のある医療機関を受診し、学校へその旨連絡
- ・検査キット結果陽性を受け、学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

(検査キットが自宅にない場合は、休日外来のある医療機関を受診)

- ・あらかじめ学校は、各地域の休日外来の医療機関を把握し、問合せに対応
- ・陽性だった場合は医師の指示により療養し、学校へ速やかに連絡
- ・学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

③ 医療機関を受診できない等緊急の場合

- ・県立学校については、保護者から相談があった場合に対応できるよう県教育委員会で検査キットを用意し、あらかじめ各学校へ配布
- ・市町村立学校については、県の対応を参考に対応してもらうよう依頼
キットが入手困難な場合は、県教育委員会へ相談

なお、医療機関等で陽性が確定する前であっても、簡易キットにより陽性が確認された場合には、陽性として扱い、学級閉鎖等の対応を行います。

その後、医療機関等で陰性であることが判明した場合には、学級閉鎖等は解除してください。

3 陽性者発生時の対応

学校は、陽性者が発生したら、以下のご対応をお願いします。

これらの対応を取ることをあらかじめ周知していただき、保護者に理解していただくよう努めてください。

(1) 濃厚接触者特定までの対応

- ①陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、感染防止のため、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を
 - ・登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない。
 - ・なお、帰宅後の家庭での受入れ状況など（特に、低学年の児童等）十分に配慮すること。
 - ・休日、夜間等に陽性者が判明した場合には登校させない。
- ②保健所の助言を受けて、濃厚接触者の候補者リストを作成し、保健所に提出
- ③保健所は候補者リストを踏まえ、濃厚接触者を特定し、学校へ連絡

(帰宅させる範囲の考え方)

- ・校舎の構造などを踏まえ、手洗い場や廊下などを共用する同一フロアの学級
- ・登下校や休み時間、講座別授業などで、陽性者と接触した可能性のある児童生徒
- ・陽性者の確認が午後で、下校予定時刻が近づいている場合には、保護者への負担などを考慮し、同一学級の児童生徒のみ帰宅とすることも想定

(2) 濃厚接触者特定後の対応

- ①保健所から濃厚接触者の特定がされた後、陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖
- ②学年内で複数の学級を閉鎖する場合には学年を、学校内で複数の学年を閉鎖する場合には学校全体を、それぞれの状況が解消されるまでの間、閉鎖する

なお、他学級との交流等を極力控えますが、それでも他学級の児童生徒が濃厚接触者に特定される場合があります。陽性者が発生していない学級においても、20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、当該学級を閉鎖します。

ただし、学校の状況や地域の感染状況により、学校医等と相談の上さらに幅広い休業措置を取る場合も妨げません。

(1)各教科等の指導における感染症対策

授業は、各校の状況に応じ、オンラインを活用した分散登校や自宅学習の実施など、児童生徒同士の接触機会を可能な限り低減させます。なお、対面による各教科等の指導を行う場合には、以下の点に留意して実施します。

- ① 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。
- ② 複数の児童生徒が共用で教具(実験器具、体育器具、用具等)を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- ③ 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

(2)学級等が閉鎖された場合の対応

以下を踏まえたうえで、オンラインを活用した学習を行います。

- ① **タブレット端末の持ち帰り**
 - ・公用端末を家庭で利用できるよう、学校は持ち帰りに係るルールを工夫
 - ・家庭のWi-Fi環境の状況を予め把握し貸出用ルーターの活用や公衆Wi-Fiが利用できる施設等を確認
- ② **オンライン授業**

学校の実情にあわせ、臨時時間割の作成や指導計画の見直しとともに、次の方法を組み合わせるなどし、学びの機会を保障

 - ・ビデオ会議システムを活用したフルオンライン授業
 - ・オンデマンドで視聴できる授業動画
 - ・クラウドを利用した課題配信
- ③ **学級活動**

学級担任は毎日児童生徒の健康観察を継続するとともに、児童生徒の相談や保護者との面談を行う等、心のケアを実施

(3)登校に不安を感じる児童生徒への対応

児童生徒が感染を心配して出席しない場合や、感染を予防するために保護者が児童生徒を出席させない場合は、家庭と連絡を取り、健康状況や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行います。

この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱い、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」等として記録します。

4 学びの保障と居場所の確保

(4)居場所の確保

- ①臨時休業を行う場合には、一人で家にいることが難しい小学校低学年の児童を考慮し、居場所の確保を検討してください。

例えば…

「放課後児童クラブ」「児童館」 長野県県民文化子ども・家庭課 家庭支援係 026-235-7095

- ②保護者が子どもの世話をを行うため仕事を休まざるをえなくなった場合、厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」の制度を周知してください。

「小学校休業等対応助成金」

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する国の制度です。
- この助成金は事業主が労働局に申請することとなっていますが、保護者が個人で申請しやすくなるよう手続きが見直され、事業主が申請しない時には、個人での申請が可能になります。
- 下記ページのリーフレット等を活用し、学校から保護者等へ改めて周知ください。

厚生労働省ホームページ「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html



小学校休業等対応助成金について

5 教職員のワクチン追加接種

感染の急拡大を踏まえ、学校の教育活動継続の観点からも、ワクチンの追加接種を希望する教職員が速やかに接種を受けられるよう、県では教職員を県設置団体接種会場における優先接種の対象としています。なお、居住する市町村から接種券が届いていない教職員も接種可能です。

県設置団体接種会場での追加接種

圏域名	佐久圏域	上田圏域	諏訪圏域	上伊那圏域	南信州圏域	木曽圏域
接種会場名	県佐久合同庁舎 (佐久市)	県上田合同庁舎 (上田市)	県諏訪合同庁舎 (諏訪市)	伊那文化会館 (伊那市)	エス・バード (飯田市)	県木曽合同庁舎 (木曽町)
接種日 (2月14日以降)	2月25～27日	2月19・20・23・ 26・27日	2月19・20・ 26・27日	2月23～25日	2月20・24・25日	2月26・27日
接種時間	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	10:00～16:30	9:30～16:00	9:30～16:00
接種可能人数	300人/日	300人/日	240人/日	300人/日	300～600人/日	200人/日



圏域名	松本圏域		北アルプス圏域	長野圏域			北信圏域
接種会場名	県松本合同庁舎 (松本市)	松本平広域公園 体育館(松本市)	県大町合同庁舎 (大町市)	ホテル味リナ長野 (長野市)	ホテル国際21 (長野市)	戸倉創造館 (千曲市)	県飯山庁舎 (飯山市)
接種日 (2月14日以降)	2月15～18・ 23・24日	2月14～22・ 25～27日	2月23日	2月23・24・ 27・28日	2月14・15日	2月17～19・ 23・24日	2月26日
接種時間	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～17:30	9:30～16:00	9:30～16:00
接種可能人数	500人/日	750人/日	240人/日	500人/日	900人/日	400人/日	300人/日

○予約方法・・・インターネット又は電話により予約してください。

- ・インターネット予約：県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>専用予約システムから申請して予約
- ・電話予約：県ワクチン接種会場運営事務局 コールセンター(026-480-0400)に電話して予約

○詳細は、「県設置団体接種会場での新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)について(令和4年1月28日付け通知)」参照

○最新情報は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場 参照

県設置職域接種会場での追加接種

会場名	長野会場	松本会場
接種会場名	県長野合同庁舎 別館 (長野市)	松本歯科大学 (塩尻市)
接種日	3月7・17・18・24・25日	3月5・12・26日
接種可能人数	180～200人/日	300人/日

※接種ワクチンは、県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、モデルナ社製ワクチンとなります。

※県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、接種日は今後も追加される予定です。

○予約方法・・・「ながの電子申請サービス」により予約してください。 予約開始日時：令和4年2月14日 13:00～

○詳細は、「県設置職域接種会場での新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)について(令和4年2月10日付け通知)」参照

○追加接種の概要は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>使用するワクチン 参照

保育所等における感染対策の強化について

県民文化部こども若者局

I 保育所等における陽性者増加傾向について

<最近の感染事例の傾向>

- ・オミクロン株の特徴（感染性、伝播性の高さ）や、保育所等の特徴（利用児童同士や児童と保育士の距離が近い、マスクを一律に着用義務化できない等）から、一人感染者が発生すると、クラスター化しやすい。
- ・同じ感染源から拡大しているのではなく、同時多発的に、保育士が感染源のものと、児童の家族が感染源のものが同時に起こってクラスターとなっている事例もある。
- ・早朝保育や延長保育、シフト制勤務等のため、保育士が担任クラス以外の園児と接する機会が多く、クラスを超えてクラスター化する事例もある。

<上記を踏まえた感染対策に対する基本的な考え方>

- ・オミクロン株の特徴や保育所等の特徴から、いったん保育所等にウイルスが持ち込まれると、クラスター化しやすいため、保育所等にウイルスを持ち込まないことが最優先。まずは、保護者や保育士における感染対策の徹底が重要。
- ・同時に、保育所等にウイルスが持ち込まれた場合でも感染拡大を極力防止する観点から、可能な範囲で、活動内容の変更、行事の自粛、マスク着用の推奨等を行う。

II 対策・支援の強化

保育所等における基本的な感染防止対策の徹底、職員・保護者に対する感染リスクの高い行動の自粛等については、これまでも市町村等を通じて依頼してきたところであるが、国の基本的対処方針の改訂を受けて、改めて感染対策の徹底等の呼び掛けを依頼する。

1 国の基本的対処方針の改訂を受けた対応

基本的対処方針の改訂で加わった項目	県におけるこれまでの対応	県における新たな対応
(1) 感染リスクが高い活動を避けること	依頼済み	再度依頼
(2) 感染を広げない形での保育の実践(できるだけ少人数のグループに分割等)	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢交流の行事を避けることは依頼済み ・家庭で保育ができる保護者に対し、できるだけ登園を控えるよう呼びかけの検討依頼 ・感染に不安がある保護者に対し登園自粛の呼びかけの検討依頼 	左記に加え、 <u>同年齢内での少人数グループ化を依頼</u> （ただし、預かる子どもの総数を変えずに少人数化を図るには、保育士の配置人数を増やす必要があるため、園内や地域の感染状況に応じた登園自粛要請を行うことなどによる少人数化が現実的であることから、登園自粛について改めて依頼）

(3) 大人数での行事を自粛すること(保護者が参加する行事の延期等を含む)	大人数での行事の「延期・中止の検討」を依頼済み	大人数での行事の「 <u>自粛の依頼</u> 」に変更
(4) 無理なくマスクの着用が可能と思われる児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を推奨	無理なくマスクの着用が可能と思われる児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を推奨 (2歳未満の児童には推奨しない。)	幼児のマスク着用の際の <u>注意事項</u> の周知 ・息苦しさ等の健康状態の細やかな観察 ・午睡の際は着用させない 等
(5) 保育士に対するワクチンの優先接種	優先接種の対象とするよう依頼済み	<u>3回目も優先接種の対象とするよう依頼</u> 県の接種会場における優先接種の対象となることを案内
(6) 毎日の健康状態の把握	登園・出勤前の健康確認の徹底を依頼済み	従前の健康状態の把握に加え、 <u>健康観察アプリの活用</u> に言及
(7) 積極的な検査の活用	出勤後体調不良者の迅速な検査、家族が濃厚接触者になった等感染が心配な職員に対するPCR検査の積極実施(財政支援あり)等を周知済み	再度周知
(8) 地域の保育機能の維持を要請	休園した園の児童の代替保育を行うこと(財政支援あり)を依頼済み	再度依頼

2 国の基本的対処方針以外の項目に関する支援の強化

- ・ 市町村から、「保健所が多忙で休園やクラス閉鎖等の助言が得られず判断に迷っている」という相談もあることから、保健所から連絡が来るまでの間、保育所としても感染拡大防止のための方策を考えることができるよう、「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」を作成。(2月10日通知済。別添参照)
- ・ クラス閉鎖の範囲等については、まん延防止等重点措置の適用期間中は、特に感染拡大を防ぐ観点から、上記の「濃厚接触者の考え方の目安」を踏まえ、より一層安全面を重視して判断するよう市町村に依頼。
- ・ その上で、市町村が判断に困った場合は、県保育担当課(こども・家庭課)が相談に応じる体制を整備。
- ・ 市町村保育担当課等を対象にオンライン会議を行い、最近の感染の傾向、感染対策の再徹底、新たな感染対策強化について共有を図る。

～保育所等における濃厚接触者範囲の考え方の目安～

令和4年2月

長野県県民文化部こども・若者局こども・家庭課

園児、職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際の濃厚接触者の範囲について、参考にしてください。

あくまでも参考としてお示しするもので、濃厚接触者の特定は各園の活動状況や陽性者判明までの状況等から保健所により判断されます。

【濃厚接触者の基本的な考え方】

感染可能期間（発症2日前から最終登園（勤務）日まで、無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日2日前から最終登園（勤務）日まで）に接触した園児及び保育士等職員の内、次の方。

- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い方
1メートル以内の距離でどちらか一方でもマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当すると考えられます。
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、適切なマスク着用やグローブなど必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった方

【具体例】

原則として1つでもあてはまる場合は濃厚接触者と考えられます。

- ・ 感染者と同居
- ・ 陽性者との距離が十分に取れていなかった
- ・ 陽性者と接するときにマスクをつけていなかった
- ・ 陽性者と接するときに鼻出しマスクや顎マスク等をしていた
- ・ 陽性者と一緒に大きな声を出したり、息が荒くなるような活動を行った
- ・ 陽性者と一緒にマスクの着用なしで歌った
- ・ 陽性者と一緒に過ごす室内で常時又は30分に1回程度の換気をしていなかった
- ・ 陽性者と一緒に食事、おやつを食べるとき黙食が行われていなかった
- ・ 陽性者と対面で食事、おやつを食べた
- ・ 陽性者と同時に1メートル以内の距離ではみがきを行った
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者の食事補助、おむつ替え、ねかしつけ、はみがき（仕上げ磨き）等を行った（マスクやグローブ等の適切な着用がなかった）

※マスクは、双方が適切に着用した場合のみ感染対策として有効です。